

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2017年度一般入学試験（前期募集・8月21日分）－

試験科目：民事訴訟法（担当：宮川 聡）

1. 出題趣旨

〔設問 1〕は，訴訟無能力者が行った訴訟行為の取り扱いを問う問題である（ただし，未成年者であっても，例外的に訴訟能力を有する場合があるので，その点についても言及する必要がある）。

〔設問 2〕は，別訴の訴求債権を自働債権とする相殺の抗弁に民訴法 142 条の類推適用があるかについて，最高裁の判例を踏まえながら，重複起訴禁止の趣旨を考慮して論じることを期待したものである。

〔設問 3〕は，証明責任という基本的な概念について正確な知識を問うものである。

2. 採点実感

〔設問 1〕については，民訴法 28 条により未成年者が訴訟無能力者となることを指摘したうえで，民訴法 31 条により民法とは異なる規制がされていること，同 34 条により追認される可能性があることなどに言及することが期待されていたが，適用条文を引用しないで論じていたものが多かった。

〔設問 2〕については，最高裁の平成 3 年判決の立場を踏まえたうえで，142 条の制度趣旨からどのように考えるべきかを論じ，余裕があれば相殺の抗弁を不適法としたときに，どのような不都合が生じるかについても言及することが期待されたが，少し無理な要求であったかもしれない。なお，平成 3 年以後の最高裁の判決の動向について言及していた答えはなかった。

〔設問 3〕については，証明責任の基本的な意義についてはおおむね理解していたようであるが，行為責任として理解すべきだという異説を記載していた答えがあった。

3. 学習方法

〔設問 2〕は，少し難しかったかもしれないが，基本書を読み込んで基礎知識を身に付けていたら概ね解答できるはずの問題であった。したがって，基本書をとにかく正確に理解するようにしてほしい。

